

## 取 扱 基 準

名 称	一時預かり事業補助金（幼稚園型）
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	私立幼稚園や認定こども園が、主に在園児を対象に行う一時預かり事業にかかる経費の一部を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	年間利用者数 延べ 75,000 人
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	新潟県教育改革推進特別経費補助金を受けない幼稚園及び認定こども園
補助対象経費の内 容	一時預かり担当職員の人件費、教材費、光熱水費等
補助額 及びその算定方法 又は補助率	<p>1. 基本分：平日及び長期休業日（1日4時間の利用） 年間延べ利用者数 2,000 人超 平日：400 円 長期休業日 8 時間未満：400 円・8 時間以上：800 円 年間延べ利用者数 2,000 人以下 平日：1,600 千円／年間延べ利用者数－400 円 (10 円以下切り捨て) 長期休業日 8 時間未満：400 円・8 時間以上：800 円</p> <p>2. 休日分 土日祝日等（1日8時間の利用）800 円</p> <p>3. 長時間加算（1日4時間（休日は8時間）を超える場合） 1 時間以上 2 時間未満：150 円・2 時間以上 3 時間未満： 300 円・3 時間以上：450 円など</p>
開始時期	令和6年4月 1日
評価の時期	令和8年9月30日
終 期	令和9年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示
	[媒体] 各園のホームページ等
担当部署	こども未来部 幼保運営課 給付・収納・政策グループ 電 話 025-223-7375 e-mail hoiku@city.niigata.lg.jp